

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

第 16 回 再生医療等評価部会

参考資料 1

平成 28 年 12 月 21 日

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針の一部を改正する件(案) 新旧対照条文

文部科学省

◎ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成二十六年 告示第三号) 抄

厚生労働省

(傍線部分は改正部分)

現 行	パプコメ募集時	修 正 案	備考欄
目次	目次	目次	
前文	前文	※変更なし	
第1章～第5章 (略)	第1章～第5章 (略)		
第6章 個人情報等	第6章 個人情報等及び匿名加工情報		
第 14～第 16 (略)	第 14～第 16 (略)		
(新設)	<u>第 17 匿名加工情報の取扱い</u>		
第7章 重篤な有害事象への対応	第7章 重篤な有害事象への対応		
<u>第 17</u> (略)	<u>第 18</u> (略)		
第8章 研究の信頼性確保	第8章 研究の信頼性確保		
<u>第 18</u> (略)	<u>第 19</u> (略)		
<u>第 19</u> (略)	<u>第 20</u> (略)		
<u>第 20</u> (略)	<u>第 21</u> (略)		
第9章 その他	第9章 その他		
<u>第 21</u> (略)	<u>(削る)</u>		
<u>第 22</u> (略)	<u>(削る)</u>		
<u>第 23</u> (略)	<u>第 22</u> (略)		

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	
第1 (略) 第2 用語の定義 この指針における用語の定義は、次のとおりとする。 (1)～(19) (略) (20) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。 (新設)	第1 (略) 第2 用語の定義 この指針における用語の定義は、次のとおりとする。 (1)～(19) (略) (20) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。 ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。(22)②において同じ。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それ	※以下、第2(23)まで変更なし	

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
(新設) (21) (略) (新設)	<u>により特定の個人を識別することができる こととなるものを含む。)</u> ② <u>個人識別符号が含まれるもの</u> (21) (略) (22) <u>個人識別符号</u> <u>次に掲げるいずれかに該当する文字、番 号、記号その他の符号のうち、個人情報の 保護に関する法律施行令(平成15年政令第 507号)その他の法令に定めるものをいう。</u> ① <u>特定の個人の身体の一部の特徴を電子 計算機の用に供するために変換した文字 、番号、記号その他の符号であって、当該 特定の個人を識別することができるもの</u> ② <u>個人に提供される役務の利用若しくは 個人に販売される商品の購入に関し割り 当てられ、又は個人に発行されるカードそ の他の書類に記載され、若しくは電磁的方 式により記録された文字、番号、記号そ 他の符号であって、その利用者若しくは購 入者又は発行を受ける者ごとに異なるもの となるように割り当てられ、又は記載され、 若しくは記録されることにより、特定の利用 者若しくは購入者又は発行を受ける者を 識別することができるもの</u>		

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
(新設) (22) 匿名化 特定の個人(死者を含む。以下同じ。)を識別することができることとなる記述等の全部又は一部を取り除き、代わりに当該個人と関わりのない符号又は番号を付すことをいう。 なお、個人に関する情報のうち、それ自体では特定の個人を識別することができないものであっても、他で入手できる情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合には、照合に必要な情報の全部又は一部を取り除いて、特定の個人を識別することができないようにすることを含むものとする。 (23) 連結可能匿名化 必要な場合に特定の個人を識別すること	(23) 要配慮個人情報 <u>本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報</u>をいう。 (24) 匿名化 特定の個人(死者を含む。以下同じ。)を識別することができることとなる記述等(個人識別符号を含む。)の全部又は一部を取り除くこと(当該個人と関わりのない符号又は番号を付すことを含む。)をいう。 (削る)	(24) 匿名化 特定の個人(死者を含む。以下同じ。)を識別することができることとなる記述等(個人識別符号を含む。)の全部又は一部を取り除くこと(当該記述等の全部又は一部を取り除き、当該個人と関わりのない符号又は番号を付すことを含む。)をいう。	パブリックコメントを踏まえ修文

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
<u>ができるように、当該個人と新たに付された符号又は番号との対応表を残す方法による匿名化をいう。</u> (24) <u>連結不可能匿名化</u> <u>特定の個人を識別することができないように、当該個人と新たに付された符号又は番号との対応表を残さない方法による匿名化をいう。</u> (新設) (新設)	(削る) (25) <u>対応表</u> <u>匿名化された情報から、必要な場合に研究対象者を識別することができるよう、当該研究対象者と匿名化の際に付された符号又は番号を照合することができるようにする表その他これに類するものをいう。</u> (26) <u>匿名加工情報</u> <u>次に掲げる個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する個人情報に限る。以下この(26)において同じ。)の区分に応じてそれぞれ次に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの(同法の規定の適用を受けるものに限る。)</u>を	(25) <u>対応表</u> <u>匿名化された情報から、必要な場合に研究対象者を識別することができるよう、当該研究対象者と匿名化の際に付された符号又は番号とを照合することができるようにする表その他これに類するものをいう。</u> ※以下、第2において変更なし	指針間整合のため 修文

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
(新設)	いう。 ① (20)①に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。) ② (20)②に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。) (27) 非識別加工情報 次に掲げる個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)の規定により非識別加工情報に係る加工の対象とされている個人情報に限る。以下この(27)において同じ。)の区分に応じてそれぞれ次に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの(行政機関の保		

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
(25)～(29) (略) 第3 適用範囲 1 適用される研究 この指針は、我が国の研究機関により実施され、又は日本国内において実施される人を対象とする医学系研究を対象とする。ただし、他の指針の適用範囲に含まれる研究にあっては、当該指針に規定されていない事項についてはこの指針の規定により行	<u>有する個人情報の保護に関する法律の規定又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定の適用を受けるものに限る。)をいう。</u> ① <u>(20)①に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)</u>。 ② <u>(20)②に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)</u>。 (28)～(32) (略) 第3 適用範囲 1 適用される研究 この指針は、我が国の研究機関により実施され、又は日本国内において実施される人を対象とする医学系研究を対象とする。ただし、他の指針の適用範囲に含まれる研究にあっては、当該指針に規定されていない事項についてはこの指針の規定により行	第3 適用範囲 1 適用される研究 この指針は、我が国の研究機関により実施され、又は日本国内において実施される人を対象とする医学系研究を対象とする。ただし、他の指針の適用範囲に含まれる研究にあっては、当該指針に規定されていない事項についてはこの指針の規定により行	

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
うものとする。また、次に掲げるいずれかに該当する研究は、<u>この指針の対象としない</u>。 ア 法令の規定により実施される研究 イ 法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究 ウ 試料・情報のうち、次に掲げるもののみを用いる研究 ① 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報 ② 既に<u>連結不可能匿名化</u>されている情報 (新設)	うものとする。また、次に掲げるいずれかに該当する研究は、<u>この指針(ウ④に該当する場合にあっては、第 17 を除く。)</u>の対象としない。 ア 法令の規定により実施される研究 イ 法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究 ウ 試料・情報のうち、次に掲げるもののみを用いる研究 ① 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報 ② 既に匿名化されている情報(特定の個人を識別することができないものであって、対応表が作成されていないものに限る。) ③ 既に作成されている匿名加工情報又は非識別加工情報(個人情報の保護に関する法律に規定する大学その他の学	うものとする。また、次に掲げるいずれかに該当する研究は、<u>この指針(試料・情報のうち、既に作成されている匿名加工情報又は非識別加工情報(個人情報の保護に関する法律に規定する大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体により学術研究の用に供する目的で用いられるものに限る。))のみを用いる研究にあっては、第 17 を除く。)</u>の対象としない。 ア 法令の規定により実施される研究 イ 法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究 ウ 試料・情報のうち、次に掲げるもののみを用いる研究 ① 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報 ② 既に匿名化されている情報(特定の個人を識別することができないものであって、対応表が作成されていないものに限る。) ③ 既に作成されている匿名加工情報又は非識別加工情報	パブリックコメントを踏まえ修文 パブリックコメントを踏まえ修文

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
(新設)	<u>術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者(④において「大学等」という。)により学術研究の用に供する目的で用いられるものを除く。)</u> <u>④ 既に作成されている匿名加工情報又は非識別加工情報(大学等により学術研究の用に供する目的で用いられるものに限る。)</u>	※削除	パブリックコメントを踏まえ修文
2 (略)	2 (略)	2 (略)	
第2章 研究者等の責務等	第2章 研究者等の責務等	第2章 研究者等の責務等	
第4～第6 (略)	第4～第6 (略)	第4～第6 (略)	
第3章 研究計画書	第3章 研究計画書	第3章 研究計画書	
第7 (略) 第8 研究計画書の記載事項 (1) 研究計画書((2)の場合を除く。)に記載すべき事項は、原則として以下のとおりとする。 。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した事項については、この限りでない。 ①～⑦ (略) ⑧ 個人情報等の取扱い(匿名化する場合にはその方法を含む。)	第7 (略) 第8 研究計画書の記載事項 (1) 研究計画書((2)の場合を除く。)に記載すべき事項は、原則として以下のとおりとする。 。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した事項については、この限りでない。 ①～⑦ (略) ⑧ 個人情報等の取扱い(匿名化する場合にはその方法、 <u>匿名加工情報又は非識別加工情報を作成する場合にはその旨を含む。</u>)	※変更なし	

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
⑨～⑫ (略) (2) 試料・情報を研究対象者から取得し、又は他の機関から提供を受けて保管し、反復継続して他の研究機関に提供を行う業務(以下「収集・分譲」という。)を実施する場合の研究計画書に記載すべき事項は、原則として以下のとおりとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した事項については、この限りでない。 ①～⑤ (略) ⑥ 個人情報等の取扱い(匿名化する場合にはその方法を含む。) ⑦～⑫ (略) 第9 (略)	⑨～⑫ (略) (2) 試料・情報を研究対象者から取得し、又は他の機関から提供を受けて保管し、反復継続して他の研究機関に提供を行う業務(以下「収集・分譲」という。)を実施する場合の研究計画書に記載すべき事項は、原則として以下のとおりとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した事項については、この限りでない。 ①～⑤ (略) ⑥ 個人情報等の取扱い(匿名化する場合にはその方法、<u>匿名加工情報又は非識別加工情報を作成する場合にはその旨を含む。</u>) ⑦～⑫ (略) 第9 (略)		
第5章 インフォームド・コンセント等	第5章 インフォームド・コンセント等	第5章 インフォームド・コンセント等	
第12 インフォームド・コンセントを受ける手続等 1 インフォームド・コンセントを受ける手続等 研究者等が研究を実施しようとするとき、又は既存試料・情報の提供を行う者が既存試料・情報を提供しようとするときは、研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定	第12 インフォームド・コンセントを受ける手続等 1 インフォームド・コンセントを受ける手続等 研究者等が研究を実施しようとするとき、又は既存試料・情報の提供を行う者が既存試料・情報を提供しようとするときは、研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定	第12 インフォームド・コンセントを受ける手続等 1 インフォームド・コンセントを受ける手続等 研究者等が研究を実施しようとするとき、又は既存試料・情報の提供を行う者が既存試料・情報を提供しようとするときは、研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定	

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
めるところにより、それぞれ次に掲げる手続に従って、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。ただし、法令の規定による既存試料・情報の提供については、この限りでない。 (1) 新たに試料・情報を取得して研究を実施しようとする場合のインフォームド・コンセント ア 侵襲を伴う研究 研究者等は、<u>3</u>の規定による説明事項	めるところにより、それぞれ次に掲げる手続に従って、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。ただし、法令の規定による既存試料・情報の提供については、この限りでない。 (1) 新たに試料・情報を取得して研究を実施しようとする場合のインフォームド・コンセント ア 侵襲を伴う研究 研究者等は、<u>3</u>の規定による説明事項	めるところにより、それぞれ次に掲げる手続に従って、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。<u>なお、海外にある者へ試料・情報を提供する場合には、9の規定も満たさなければならない。</u>ただし、法令の規定による既存試料・情報の提供については、この限りでない。 (1) 新たに試料・情報を取得して研究を実施しようとする場合のインフォームド・コンセント <u>研究者等は、それぞれ次に掲げる手続に従って研究を実施すること。ただし、研究に用いる試料・情報を他の共同研究機関へ提供する場合は、原則として提供に関する記録を作成し、必要な期間保存すること。</u> <u>また、他の研究機関から研究に用いる試料・情報の提供を受ける場合は、原則として当該試料・情報の提供を行う者によって適切な手続がとられていること等を確認した上で、確認した事項に関する記録を作成し、必要な期間保存すること。</u> ア 侵襲を伴う研究 研究者等は、<u>4</u>の規定による説明事項	最終とりまとめ6.(3))8) 最終とりまとめ6.(3))1)

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
を記載した文書により、インフォームド・コンセントを受けなければならない。 イ 侵襲を伴わない研究 (ア) 介入を行う研究 研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、<u>3</u>の規定による説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。 (イ) 介入を行わない研究 ① 人体から取得された試料を用いる研究 研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、<u>3</u>の規定による説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成	を記載した文書により、インフォームド・コンセントを受けなければならない。 イ 侵襲を伴わない研究 (ア) 介入を行う研究 研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、<u>3</u>の規定による説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。 (イ) 介入を行わない研究 ① 人体から取得された試料を用いる研究 研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、<u>3</u>の規定による説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成	を記載した文書により、インフォームド・コンセントを受けなければならない。 イ 侵襲を伴わない研究 (ア) 介入を行う研究 研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、<u>4</u>の規定による説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。 (イ) 介入を行わない研究 ① 人体から取得された試料を用いる研究 研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、<u>4</u>の規定による説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成	

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
しなければならない。 ② 人体から取得された試料を用いない研究 (新設) 研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを	しなければならない。 ② 人体から取得された試料を用いない研究 (新設) 研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを	しなければならない。 ② 人体から取得された試料を用いない研究 <u>(i) 要配慮個人情報を取得して研究を実施しようとする場合</u> <u>研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、インフォームド・コンセントを受けない場合には、原則として適切な方法により研究対象者等の同意を受けなければならない。ただし、適切な方法により同意を受けることが困難な場合は、研究に用いられる情報の利用目的を含む当該研究についての情報として2①から⑧までに掲げる事項を研究対象者等に通知し、又は公開し、研究が実施又は継続されることについて、研究対象者等が拒否できる機会を保障しなければならない。</u> <u>(ii) (i)以外の場合</u> 研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを	最終とりまとめ6. (3) 1)

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
要しないが、インフォームド・コンセントを受けない場合には、研究に用いられる情報の利用目的を含む当該研究についての情報を研究対象者等に通知し、又は公開し、研究が実施又は継続されることについて、研究対象者等が拒否できる機会を保障しなければならない。 (2) 自らの研究機関において保有している既存試料・情報を用いて研究を実施しようとする場合のインフォームド・コンセント ア 人体から取得された試料を用いる研究 研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセ	要しないが、インフォームド・コンセントを受けない場合には、研究に用いられる情報の利用目的を含む当該研究についての情報を研究対象者等に通知し、又は公開し、研究が実施又は継続されることについて、研究対象者等が拒否できる機会を保障しなければならない。 <u>ただし、この場合においても、当該研究において要配慮個人情報を取得して、研究を実施しようとする場合には、原則として研究対象者等の適切な同意を受けなければならない。</u> (2) 自らの研究機関において保有している既存試料・情報を用いて研究を実施しようとする場合のインフォームド・コンセント 研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセン	要しないが、インフォームド・コンセントを受けない場合には、研究に用いられる情報の利用目的を含む当該研究についての情報<u>として2①から⑧までに掲げる事項</u>を研究対象者等に通知し、又は公開し、研究が実施又は継続されることについて、研究対象者等が拒否できる機会を保障しなければならない。 ※削除 (2) 自らの研究機関において保有している既存試料・情報を用いて研究を実施しようとする場合のインフォームド・コンセント <u>ア 人体から取得された試料を用いる研究</u> 研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセ	最終とりまとめ6. (3) 6) (1)イ(イ)②(i)に移動

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
ントを受けない場合には、<u>3</u>の規定による説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。 ただし、これらの手続を行うことが困難な場合であって次に掲げるいずれかに該当するときには、当該手続を行うことなく、自らの研究機関において保有している既存試料・情報を利用することができる。 (ア) <u>人体から取得された試料が匿名化(連結不可能匿名化又は連結可能匿名化であって当該研究機関が対応表を保有しない場合に限り)されていること。</u> (イ) 人体から取得された試料が(ア)に該当しない場合であって、その取得時に当該研究における利用が明示されていない別の研究についての同意のみが与えられているときには、次に掲げる要件を満たしていること。	トを受けない場合には、<u>3</u>の規定による説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。 ただし、これらの手続を行うことが困難な場合であって次に掲げるいずれかに該当するときには、当該手続を行うことなく、自らの研究機関において保有している既存試料・情報を利用することができる。 (ア) <u>当該既存試料・情報が匿名化されているもの(特定の個人を識別することができないものに限り)であること。</u> (イ) 当該既存試料・情報が(ア)に該当しない場合であって、その取得時に当該研究における利用が明示されていない別の研究についての同意のみが与えられているときには、次に掲げる要件を満たしていること。	ントを受けない場合には、<u>4</u>の規定による説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。 ただし、これらの手続を行うことが困難な場合であって次に掲げるいずれかに該当するときには、当該手続を行うことなく、自らの研究機関において保有している既存試料・情報を利用することができる。 (ア) <u>当該既存試料・情報が次に掲げるいずれかに該当すること。</u> ① <u>匿名化されているもの(特定の個人を識別することができないものに限り)であること。</u> ② <u>匿名加工情報又は非識別加工情報であること。</u> (イ) 当該既存試料・情報が(ア)に該当しない場合であって、その取得時に当該研究における利用が明示されていない別の研究についての同意のみが与えられているときには、次に掲げる要件を満たしていること。	記載の適正化 記載場所の移動

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
① 当該研究の実施について<u>人体から取得された試料</u>の利用目的を含む情報を研究対象者等に通知し、又は公開していること。 ② その同意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められること。 (ウ) <u>人体から取得された試料が(ア)及び(イ)のいずれにも該当しない場合において、次に掲げる要件の全てを満たしていること。</u> ① 当該研究の実施について<u>人体から取得された試料</u>の利用目的を含む情報を研究対象者等に通知し、又は公開していること。 ② 研究が実施されることについて、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること。 ③ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、研究対象者等の同意を受けることが困難である	① 当該研究の実施について<u>当該既存試料・情報</u>の利用目的を含む情報を研究対象者等に通知し、又は公開していること。 ② その同意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められること。 (ウ) <u>当該既存試料・情報が(ア)及び(イ)のいずれにも該当しない場合において、次に掲げる要件の全てを満たしていること。</u> ① 当該研究の実施について<u>当該既存試料・情報</u>の利用目的を含む情報を研究対象者等に通知し、又は公開していること。 ② 研究が実施されることについて、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること。 (削る)	① 当該研究の実施について<u>当該既存試料・情報</u>の利用目的を含む情報として<u>2①から⑥までに掲げる事項</u>を研究対象者等に通知し、又は公開していること。 ② その同意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められること。 (ウ) <u>当該既存試料・情報が(ア)及び(イ)のいずれにも該当しない場合において、社会的に重要性の高い研究において当該既存試料・情報が利用される場合には、次に掲げる事項を行うこと。</u> ① 当該研究の実施について<u>当該既存試料・情報</u>の利用目的を含む情報として<u>2①から⑧までに掲げる事項</u>を研究対象者等に通知し、又は公開していること。 ② 研究が実施されることについて、<u>原則として</u>、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること。 (削る)	最終とりまとめ6. (3) 6) パブリックコメントを踏まえ修文 最終とりまとめ6. (3) 6) 最終とりまとめ6. (3) 7)

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
こと。 (新設) イ 人体から取得された試料を用いない研究 研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、<u>インフォームド・コンセントを受けない場合には、研究に用いられる情報が匿名化(連結不可能匿名化又は連結可能匿名化であって当該研究機関が対応表を保有しない場合に限る。)</u>されている場合を除き、<u>利用目的を含む当該研究についての情報を研究対象者等に通知し、又は公開し、研究が実施されることについて、研究対象者等が拒否できる機会を保障しなければならない。</u>	<u>(エ) 当該既存試料・情報が匿名加工情報又は非識別加工情報であること。</u> (削る)	※(ア)②に移動 イ 人体から取得された試料を用いない研究 研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、<u>インフォームド・コンセントを受けずに自らの研究機関において保有している情報を利用する場合には、次に掲げるいずれかに該当しなければならない。</u> <u>(ア) 当該研究に用いられる情報が次に掲げるいずれかに該当すること。</u> ① <u>匿名化されているもの(特定の個人を識別することができないものに限る。)</u>であること。 ② <u>匿名加工情報又は非識別加工情報であること。</u> <u>(イ) 当該研究に用いられる情報が(ア)に該当しない場合であって、その取得時に特定された利用目的についての同意のみが与えられており、その同意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められるときには、次に掲げる要</u>	最終とりまとめ5. 及び6. (3)2)イ)

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
(3) 他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合のインフォームド・コンセント <u>他の研究機関</u>に対して既存試料・情報	(3) 他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合のインフォームド・コンセント <u>他の研究機関(海外の研究機関を含</u>	<u>件を満たすこと。</u> <u>① 当該研究の実施について当該既存試料・情報の利用目的を含む情報として2①から⑥までに掲げる事項を研究対象者等に通知し、又は公開していること。</u> <u>② その同意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められること。</u> <u>(ウ) 当該研究に用いられる情報が(ア)及び(イ)のいずれにも該当しない場合において、次に掲げる要件を満たすこと。</u> <u>① 当該研究に用いられる情報の利用目的を含む当該研究についての情報として2①から⑧までに掲げる事項を研究対象者等に通知し、又は公開していること。</u> <u>② 研究が実施又は継続されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障していること。</u> (3) 他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合のインフォームド・コンセント <u>他の研究機関</u>に対して既存試料・情報	記載の適正化

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
の提供を行う者は、必ずしも<u>文書により</u>インフォームド・コンセントを受けることを要しないが、<u>文書により</u>インフォームド・コンセントを受けない場合には、<u>3</u>の規定による説明事項(既存試料・情報を提供する旨を含む。)について<u>口頭により</u>インフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。 ただし、これらの手続を行うことが困難な場合であって次に掲げるいずれかに該当するときは、当該手続を行うことなく、既存試料・情報を提供することができる。 なお、<u>既存試料・情報の提供(イ及びウの場合を除く。)</u>については、既存試料・情報の提供を行う者が所属する機関(以下「既存試料・情報の提供を行う機関」という。)の長がその内容を把握できるようにしておかなければならない。	<u>む。)</u>に対して既存試料・情報の提供を行う者は、必ずしも<u>文書により</u>インフォームド・コンセントを受けることを要しないが、<u>文書により</u>インフォームド・コンセントを受けない場合には、<u>3</u>の規定による説明事項(既存試料・情報を提供する旨を含む。)について<u>口頭により</u>インフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。 ただし、これらの手続を行うことが困難な場合であって次に掲げるいずれかに該当するときは、当該手続を行うことなく、既存試料・情報を提供することができる。 なお、<u>既存試料・情報の提供(イ及びウの場合を除く。)</u>については、既存試料・情報の提供を行う者が所属する機関(以下「既存試料・情報の提供を行う機関」という。)の長<u>がその内容を把握できるようにしておかなければならない。</u>	の提供を行う者は、必ずしも<u>文書による</u>インフォームド・コンセントを受けることを要しないが、<u>文書による</u>インフォームド・コンセントを受けない場合には、<u>4</u>の規定による説明事項(既存試料・情報を提供する旨を含む。)について<u>口頭による</u>インフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。 ただし、これらの手続を行うことが困難な場合であって次に掲げるいずれかに該当するときは、当該手続を行うことなく、既存試料・情報を提供することができる。 なお、<u>既存試料・情報の提供に当たり、次のアの場合には</u>、既存試料・情報の提供を行う者が所属する機関(以下「既存試料・情報の提供を行う機関」という。)の長<u>は、適正に既存試料・情報を提供するために必要な体制及び規程を整備しなければならない。また、原則として当該既存試料・情報の提供に関する記録を作成し、必要な期間保存しなければならない。</u> <u>また、原則として当該既存試料・情報</u>	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 最終とりまとめ5.. 及び6. (5)

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
ア <u>既存試料・情報が匿名化(連結不可能匿名化又は連結可能匿名化であって対応表を提供しない場合に限る。)</u>されていること。 イ 既存試料・情報がアに該当しない場合において、次に掲げる要件を満たしていることについて、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、<u>既存試料・情報の提供を行う機関</u>の長の許可を得ていること。	ア <u>当該既存試料・情報が匿名化されているもの(特定の個人を識別することができないものに限る。)</u>であること。 イ <u>個人情報の保護に関する法律の規定の適用を受ける機関にあっては、当該既存試料・情報がアに該当しない場合において、次のいずれかに該当することについて、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、当該機関の長の許可を得ていること。</u>	<u>の提供に関する記録を作成し、必要な期間保存しなければならない。</u> ア <u>当該既存試料・情報が次に掲げるいずれかに該当することについて、既存試料・情報の提供を行う機関の長がその内容を把握できるようにしていること。</u> <u>(ア) 匿名化されているもの(特定の個人を識別することができないものであって、対応表が作成されていないものに限る。)</u>であること。 <u>(イ) 匿名加工情報又は非識別加工情報であること。</u> <u>(ウ) 匿名化されており対応表を提供しない場合は、利用目的を含む当該研究についての情報として2①から⑥までに掲げる事項を研究対象者等に通知し、又は公開していること。</u> イ 既存試料・情報がアに該当しない場合において、次に掲げる要件を満たしていることについて、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、<u>既存試料・情報の提供を行う機関</u>の長の許可を得ていること。	記載の適正化 記載場所の変更 最終とりまとめ6. (2)

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
(ア) 当該研究の実施及び<u>既存試料・情報の提供</u>について、次に掲げる情報をあらかじめ研究対象者等に通知し、又は公開していること。 ① <u>既存試料・情報の提供を行う機関外の者への提供を利用目的とする旨</u> ② <u>既存試料・情報の提供を行う機関外の者に提供される個人情報等の項目</u> ③ <u>既存試料・情報の提供を行う機関外の者への提供の手段又は方法</u> ④ <u>研究対象者又はその代理人の求めに応じて、当該研究対象者を識別することができる個人情報等につい</u>	(ア) 当該研究の実施及び<u>当該既存試料・情報(要配慮個人情報を除く。)</u>の<u>他の研究機関(海外の研究機関(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。))にあるもの又は個人情報の保護のための措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備しているものに限る。)</u>を含む。以下このイにおいて同じ。<u>)への提供について、次に掲げる情報をあらかじめ研究対象者等に通知し、又は公開していること。</u> ① <u>他の研究機関への提供を利用目的とする旨</u> ② <u>他の研究機関に提供される当該既存試料・情報等の項目</u> ③ <u>他の研究機関への提供の方法</u> ④ <u>研究対象者の求めに応じて、当該研究対象者が識別される当該既存試料・情報の他の研究機関への提供</u>	(ア) 当該研究の実施及び<u>当該既存試料・情報の他の研究機関への提供について、2①から⑧までに掲げる事項</u>をあらかじめ研究対象者等に通知し、又は公開していること。	最終とりまとめ6. (3))6)

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
<u>て、既存試料・情報の提供を行う機関外の者への提供を停止する旨</u> (新設) (イ) <u>研究が実施されることについて研究対象者等が拒否できる機会を保障すること。</u>	<u>を停止すること</u> ⑤ <u>研究対象者の求めを受け付ける方法</u> (イ) <u>特定の研究機関との間で共同して利用される既存試料・情報が当該特定の研究を行う機関に提供される場合において、次に掲げる情報をあらかじめ研究対象者等に通知し、又は公開し、かつ、当該研究対象者に対する研究が実施されることについて、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること</u> ① <u>当該特定の研究を行う機関に提供される旨</u> ② <u>共同して利用される既存試料・情報等の項目</u> ③ <u>共同して利用する研究機関の範囲</u> ④ <u>利用する研究機関の利用目的</u> ⑤ <u>当該試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称</u> ⑥ <u>研究対象者の求めに応じて当該研究対象者が識別される当該既存試料・情報の他の研究機関を行う機関</u>	(イ) <u>研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること。</u>	最終とりまとめ6.(3))7)

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
ウ 社会的に重要性の高い研究に用いられる既存試料・情報が提供される場合であって、当該研究の方法及び内容、研究に用いられる情報の内容その他の理由によりア及びイによることができないときには、必要な範囲で他の適切な措置を講じることについて、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、既存試料・情報の提供を行う機関の長の許可を得ていること。なお、この場合において、<u>6(1)①</u>から④までに掲げる要件の全てに該当していなければならない。また、<u>6(2)①</u>から③までに掲げるもののうち適切な措置を講じなければならない。	<u>への提供を停止する旨</u> <u>⑦ 研究対象者の求めを受け付ける方法</u> ウ 社会的に重要性の高い研究に用いられる既存試料・情報が提供される場合であって、当該研究の方法及び内容、研究に用いられる試料・情報の内容その他の理由によりア及びイによることができないときには、<u>次に掲げる事項について倫理審査委員会の意見を聴いた上で、既存試料・情報の提供を行う機関の長の許可を得ていること。</u> <u>① 当該研究の実施について既存試料・情報の利用目的を含む情報を研究対象者等に通知し、又は公開すること。</u> <u>② 研究対象者に対する研究が実施されることについて、当該研究対象者等が拒否できる機会を保障すること。</u> <u>ただし、当該研究の方法及び内容、研究に用いられる情報の内容その他の理由によりこれによることができないときには、必要な範囲で他の適切な措置を講じることについて、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、既存試料・情報の提</u>	ウ 社会的に重要性の高い研究に用いられる既存試料・情報が提供される場合であって、当該研究の方法及び内容、研究に用いられる<u>試料・情報</u>の内容その他の理由によりア及びイによることができないときには、必要な範囲で他の適切な措置を講じることについて、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、既存試料・情報の提供を行う機関の長の許可を得ていること。なお、この場合において、<u>7(1)①</u>から④までに掲げる要件の全てに該当していなければならない。また、<u>7(2)①</u>から③までに掲げるもののうち適切な措置を講じなければならない。	

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
(新設) (4) (3)の手続に基づく既存試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合のインフォームド・コンセント 研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、インフォームド・コンセントを受けない場合には、当該研究に用いることについて、<u>既存試料・情報の提供を行う者によって(3)の手続がとられていること及び研究対象者等から受けた同意の内容等を確認しなければならない(法令の規定により提供を受ける場合を除く。)</u>。	供を行う機関の長の許可を得ていること。なお、この場合において、<u>6(1)①から④までに掲げる要件の全てに該当していなければならない。また、6(2)①から③までに掲げるもののうち適切な措置を講じなければならない。</u> <u>エ 当該既存試料・情報が匿名加工情報又は非識別加工情報であること。</u> (4) (3)の手続に基づく既存試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合のインフォームド・コンセント 研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、インフォームド・コンセントを受けない場合には、<u>次に掲げる事項を確認するとともに、確認した事項に関する記録を作成し、及び必要な期間保存しなければならない(法令の規定により提供を受ける場合を除く。)</u>。 <u>ア 当該試料・情報に関するインフォームド・コンセントの内容又は(3)の規定による当該試料・情報の提供に当たって講じた措置の内容及びその事由</u>	※ア(イ)に移動 (4) (3)の手続に基づく既存試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合のインフォームド・コンセント 研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、インフォームド・コンセントを受けない場合には、<u>次に掲げる事項を確認するとともに、確認した事項に関する記録を作成し、必要な期間保存しなければならない(法令の規定により提供を受ける場合を除く。)</u>。 <u>ア 当該試料・情報に関するインフォームド・コンセントの内容又は(3)の規定による当該試料・情報の提供に当たって講じた措置の内容及びその事由</u>	指針間整合のため 修文

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
また、匿名化されていない既存試料・情報を用いる場合（研究者等がインフォームド・コンセントを受ける場合を除く。）には、既存試料・情報の取扱いを含む当該研究の実施についての情報を公開し、研究が実施されることについて、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。 (新設)	<u>イ 当該既存試料・情報の提供を行った研究機関の名称、住所及びその長の氏名</u> <u>ウ 当該既存試料・情報の提供を行った研究機関による当該試料・情報の取得の経緯</u> また、特定の個人を識別することができる既存試料・情報を用いる場合（研究者等がインフォームド・コンセントを受ける場合を除く。）には、既存試料・情報の取扱いを含む当該研究の実施についての情報を公開し、かつ、研究が実施されることについて、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。 (新設)	<u>イ 当該既存試料・情報の提供を行った研究機関の名称、住所及びその代表者又は管理人の氏名</u> <u>ウ 当該既存試料・情報の提供を行った研究機関による当該試料・情報の取得の経緯</u> また、特定の個人を識別することができる既存試料・情報を用いる場合（研究者等がインフォームド・コンセントを受ける場合を除く。）には、既存試料・情報の取扱いを含む当該研究の実施についての情報として②①から⑧までに掲げる事項を公開し、かつ、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。 なお、(3)ア(ウ)の手續に基づき提供を受けた場合には、既存試料・情報の取扱いを含む当該研究の実施についての情報として②①から⑥までに掲げる事項を公開しなければならない。 <u>2 通知又は公開すべき事項</u> <u>1の規定において、研究対象者等に通知又は公開すべき事項は以下のとおりとする</u> ○	指針間整合のため 修文 最終とりまとめ6.(3))6) 最終とりまとめ6.(3))7) 最終とりまとめ5. 及び6.(3)6) 最終とりまとめ6.(3))6)

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
<u>2</u> (略) <u>3</u> 説明事項 インフォームド・コンセントを受ける際に研究対象者等に対し説明すべき事項は、原則として以下のとおりとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した事項については、この限りでない。 ①～⑩ (略) ⑪ 個人情報等の取扱い(匿名化する場合にはその方法を含む。)	<u>2</u> (略) <u>3</u> 説明事項 インフォームド・コンセントを受ける際に研究対象者等に対し説明すべき事項は、原則として以下のとおりとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した事項については、この限りでない。 ①～⑩ (略) ⑪ 個人情報等の取扱い(匿名化する場合にはその方法、匿名加工情報又は非識別	<u>① 試料・情報の利用目的又は他の研究機関への提供を利用目的とする旨</u> <u>② 利用又は提供する試料・情報の項目</u> <u>③ 自らの研究機関内又は他の研究機関への提供の方法</u> <u>④ 利用する研究機関の範囲</u> <u>⑤ 利用する研究機関の利用目的</u> <u>⑥ 試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称</u> <u>⑦ 研究対象者の求めに応じて、研究対象者が識別される試料・情報の利用又は他の研究機関への提供を停止すること。</u> <u>⑧ 研究対象者の求めを受け付ける方法</u> <u>3</u> (略) <u>4</u> 説明事項 インフォームド・コンセントを受ける際に研究対象者等に対し説明すべき事項は、原則として以下のとおりとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した事項については、この限りでない。 ①～⑩ (略) ⑪ 個人情報等の取扱い(匿名化する場合にはその方法、匿名加工情報又は非識別	

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
⑫～⑰（略） <u>4・5</u>（略） <u>6</u> インフォームド・コンセントの手続等の簡略化 （1）研究者等又は既存試料・情報の提供を行う者は、次に掲げる要件の全てに該当する研究を実施しようとする場合には、研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、1及び<u>2</u>の規定による手続の<u>一部又は全部</u>を簡略化することができる。 ① 研究の実施に侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴わないこと。 ② 1及び<u>2</u>の規定による手続を簡略化することが、研究対象者の不利益とならないこと。 ③ 1及び<u>2</u>の規定による手続を簡略化しなければ、研究の実施が困難であり、又は研究の価値を著しく損ねること。 ④ 社会的に重要性が高い研究と認められるものであること。 （2）（略）	<u>加工情報を作成する場合にはその旨を含む。）</u> ⑫～⑰（略） <u>4・5</u>（略） <u>6</u>（略）	<u>加工情報を作成する場合にはその旨を含む。）</u> ⑫～⑰（略） <u>5・6</u>（略） <u>7</u> インフォームド・コンセントの手続等の簡略化 （1）研究者等又は既存試料・情報の提供を行う者は、次に掲げる要件の全てに該当する研究を実施しようとする場合には、研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、1及び<u>3</u>の規定による手続の<u>一部</u>を簡略化することができる。 ① 研究の実施に侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴わないこと。 ② 1及び<u>3</u>の規定による手続を簡略化することが、研究対象者の不利益とならないこと。 ③ 1及び<u>3</u>の規定による手続を簡略化しなければ、研究の実施が困難であり、又は研究の価値を著しく損ねること。 ④ 社会的に重要性が高い研究と認められるものであること。 （2）（略）	最終とりまとめ6.（3）5）

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
<u>7</u>（略） （新設）	<u>7</u>（略） （新設）	<u>8</u>（略） <u>9 海外にある者へ試料・情報を提供する場 合の取扱い</u> <u>他の研究機関に対して試料・情報の提 供を行う者は、海外にある者に対し当該研 究に用いられる試料・情報を提供する場合（ 委託により提供する場合を含む。）は、提供 先の者が個人情報の保護に関する法律施 行規則（以下「個人情報保護法施行規則」と いう。）に定められた国にある場合又は個人 情報保護法施行規則に定める基準に適合 する体制が整備されている場合を除き、当 該者に対し研究に用いられる試料・情報を 提供することについて、適切な同意を受けな ければならない。</u> <u>ただし、これらの手続を行うことが困難な 場合には、次に掲げる要件のいずれかに該 当するときには、当該研究に用いられる試 料・情報を海外にある者に提供することがで きる。</u> <u>(1) 当該既存試料・情報が次に掲げるい ずれかに該当することについて、既存試 料・情報の提供を行う機関の長がその内 容を把握できるようにしていること。</u> <u>① 匿名化されているもの（特定の個人 を識別することができないものに限る。 ）であること。</u> <u>② 匿名化されており対応表を提供し</u>	最終とりまとめ6.（3 ）8）

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
		<u>ない場合は、利用目的を含む当該研究についての情報として2①から⑥までに掲げる事項を研究対象者等に通知し、又は公開していること。</u> <u>(2) (1)に該当しない場合であって、当該研究に用いる試料・情報の利用目的を含む当該研究についての情報(海外にある当該者に対し提供することを含む。)として2①から⑧までに掲げる事項を研究対象者等に通知し又は公開し、かつ、海外にある当該者に提供することについて拒否できる機会を保障することについて、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、既存試料・情報の提供を行う機関の長の許可を得ていること。</u> <u>(3) (1)及び(2)に該当しない場合であって、社会的に重要性が高い研究と認められるものである場合、必要な範囲で他の適切な措置を講じることについて、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、既存試料・情報の提供を行う機関の長の許可を得ていること。</u>	
第 13 (略)	第 13 (略)	第 13 (略)	
第6章 個人情報等	第6章 個人情報等及び匿名加工情報	第6章 個人情報等及び匿名加工情報	
第 14 個人情報等に係る基本的責務 1 個人情報等の保護	第 14 個人情報等に係る基本的責務 1 個人情報等の保護	※以下、第 14～第 16 変更なし	

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
(1) 研究者等及び研究機関の長は、個人情報の取扱いに関して、この指針の規定のほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)及び地方公共団体において制定される条例等を遵守しなければならない。 (2) (略) 2 (略) 第15 (略) 第16 保有する個人情報の開示等 1 (略) 2 開示等の求めへの対応 (1)～(5) (略) (6) 研究機関の長は、本人等から、<u>匿名化されていない試料・情報であってその本人を識別することができるものが第12の規定に反して他の研究機関(共同研究機関を含む。以下同じ。)</u>に提供されているという理由によって、当該試料・情報の他の研究機関への提供の停止を求められた場合	(1) 研究者等及び研究機関の長は、個人情報、<u>匿名加工情報及び非識別加工情報</u>の取扱いに関して、この指針の規定のほか、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び地方公共団体において制定される条例等を遵守しなければならない。 (2) (略) 2 (略) 第15 (略) 第16 保有する個人情報の開示等 1 (略) 2 開示等の求めへの対応 (1)～(5) (略) (6) 研究機関の長は、本人等から、<u>特定の個人を識別することができる試料・情報</u>が第12の規定に反して他の研究機関(共同研究機関を含む。以下同じ。)に提供されているという理由によって、当該試料・情報の他の研究機関への提供の停止を求められた場合であって、その求めが適正と		

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
であって、その求めが適正と認められるときは、遅滞なく、当該試料・情報の他の研究機関への提供を停止しなければならない。ただし、当該試料・情報の他の研究機関への提供を停止することが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。 (7) 研究機関の長は、(6)の規定により提供の停止を求められた<u>匿名化されていない</u>試料・情報の全部又は一部について、他の研究機関への提供を停止した場合又は他の研究機関への提供を停止しない旨の決定をした場合には、請求者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、他の研究機関への提供を停止しない旨を通知する場合又は他の研究機関への提供の停止と異なる措置をとる旨を通知する場合には、請求者に対し、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。 (8)・(9) (略) (新設)	認められるときは、遅滞なく、当該試料・情報の他の研究機関への提供を停止しなければならない。ただし、当該試料・情報の他の研究機関への提供を停止することが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。 (7) 研究機関の長は、(6)の規定により提供の停止を求められた<u>特定の個人を識別することができる</u>試料・情報の全部又は一部について、他の研究機関への提供を停止した場合又は他の研究機関への提供を停止しない旨の決定をした場合には、請求者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、他の研究機関への提供を停止しない旨を通知する場合又は他の研究機関への提供の停止と異なる措置をとる旨を通知する場合には、請求者に対し、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。 (8)・(9) (略) 第 17 匿名加工情報の取扱い	第 17 匿名加工情報の取扱い	

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
	(1) <u>研究者等(個人情報の保護に関する法律の適用を受ける大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者であって、その個人情報又は匿名加工情報を取り扱う目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的である者)に限る。</u>以下この第 17 において同じ。)は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等(匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。)を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要な基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。 (2) 研究者等は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに(1)により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして定めら	(1) <u>研究者等(個人情報の保護に関する法律の適用を受ける大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者であって、その個人情報又は匿名加工情報を取り扱う目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的である場合に</u>限る。以下この第 17 において同じ。)は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等(匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。)を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要な基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。 (2) 研究者等は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに(1)の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとし	記載の適正化 指針間整合のため 修文

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
	<u>れる基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。</u> (3) <u>研究者等は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。</u> (4) <u>研究者等は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を他の研究機関に提供するときは、あらかじめ、他の研究機関に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該他の研究機関に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。</u> (5) <u>研究者等は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</u> (6) <u>研究者等は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工</u>	<u>て定められる基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。</u> ※以下、(3)～(7)変更なし	

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
	<u>情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。</u> <u>(7) 研究者等は、匿名加工情報(自ら個人情報加工して作成したものを除く。以下この第 17 において同じ。)を他の研究機関に提供するときは、あらかじめ、他の研究機関に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該他の研究機関に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。</u> <u>(8) 匿名加工情報の提供を受けた研究者等は、当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは(1)により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</u> <u>(9) 匿名加工情報の提供を受けた研究者等</u>	<u>(8) 匿名加工情報の提供を受けた研究者等は、当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは(1)の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</u> ※変更なし	指針間整合のため 修文

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
	<u>は、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。</u>		
第8章 研究の信頼性確保	第8章 研究の信頼性確保	第8章 研究の信頼性確保	
第18 (略) 第19 研究に係る試料及び情報等の保管 (1) 研究者等は、研究に用いられる情報及び当該情報に係る資料(以下「情報等」という。)を正確なものにしなければならない。 (2) 研究責任者は、人体から取得された<u>試料及び情報等</u>を保管するときは、(3)の規定による手順書に基づき、研究計画書にその方法を記載するとともに、研究者等が情報等を正確なものにするよう指導・管理し、人体から取得された<u>試料及び情報等</u>の漏えい、混交、盗難、紛失等が起こらないよう必要な管理を行わなければならない。	第19 (略) 第20 研究に係る試料及び情報等の保管 (1) 研究者等は、研究に用いられる情報及び当該情報に係る資料(以下「情報等」という。)を正確なものにしなければならない。 (2) 研究責任者は、人体から取得された<u>試料及び情報等</u>を保管するときは、(3)の規定による手順書に基づき、研究計画書にその方法を記載するとともに、研究者等が情報等を正確なものにするよう指導・管理し、人体から取得された<u>試料及び情報等</u>の漏えい、混交、盗難、紛失等が起こらないよう必要な管理を行わなければならない。	第19 (略) 第20 研究に係る試料及び情報等の保管 (1) 研究者等は、研究に用いられる情報及び当該情報に係る資料(以下「情報等」という。)<u>並びに第12の1(1)、(3)、(4)の規定によって作成した研究に用いる試料・情報の提供に関する記録(以下「提供の記録」という。)</u>を正確なものにしなければならない。 (2) 研究責任者は、人体から取得された<u>試料、情報等及び提供の記録</u>を保管するときは、(3)の規定による手順書に基づき、研究計画書にその方法を記載するとともに、研究者等が情報等を正確なものにするよう指導・管理し、人体から取得された<u>試料、情報等及び提供の記録</u>の漏えい、混交、盗難、紛失等が起こらないよう必要な管理を行わなければならない。	最終とりまとめ6. (5)

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
(3) 研究機関の長は、人体から取得された<u>試料及び情報等</u>の保管に関する手順書を作成し、当該手順書に従って、当該研究機関が実施する研究に係る人体から取得された<u>試料及び情報等</u>が適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。 (4) (略) (5) 研究機関の長は、当該研究機関の情報等について、可能な限り長期間保管されるよう努めなければならない。侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、少なくとも、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。また、<u>連結可能匿名化</u>された情報について、当該研究機関が対応表を保有する場合には、対応表の保管についても同様とする。	(3) 研究機関の長は、人体から取得された<u>試料及び情報等</u>の保管に関する手順書を作成し、当該手順書に従って、当該研究機関が実施する研究に係る人体から取得された<u>試料及び情報等</u>が適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。 (4) (略) (5) 研究機関の長は、当該研究機関の情報等について、可能な限り長期間保管されるよう努めなければならない。侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、少なくとも、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。また、<u>匿名化</u>された情報について、当該研究機関が対応表を保有する場合には、対応表の保管についても同様とする。	(3) 研究機関の長は、人体から取得された<u>試料、情報等及び提供の記録</u>の保管に関する手順書を作成し、当該手順書に従って、当該研究機関が実施する研究に係る人体から取得された<u>試料、情報等及び提供の記録</u>が適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。 (4) (略) (5) 研究機関の長は、当該研究機関の情報等について、可能な限り長期間保管されるよう努めなければならない。侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、少なくとも、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。また、<u>匿名化</u>された情報について、当該研究機関が対応表を保有する場合には、対応表の保管についても同様とする。<u>また、提供の記録について、提供をした日から3年を経過した日まで及び提供を受けた記録について、当該研究の終了について報告</u>	最終とりまとめ6.(5)

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
(6) 研究機関の長は、<u>人体から取得された試料及び情報等を廃棄する場合には、匿名化されるよう必要な監督を行わなければならない。</u> 第 20 (略)	(6) 研究機関の長は、<u>試料・情報等を廃棄する場合には、特定の個人を識別することができないようにするための適切な措置が講じられるよう必要な監督を行わなければならない。</u> 第 21 (略)	<u>された日から5年を経過した日までの期間、適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。</u> ※(6)、第 21 変更なし	
第9章 その他	第9章 その他	第9章 その他	
第 21 施行期日 <u>この指針は、平成 27 年4月1日から施行する。ただし、第 20 の規定は平成 27 年 10 月1日から施行する。</u> 第 22 経過措置 <u>この指針の施行の際現に廃止前の疫学研究に関する倫理指針又は臨床研究に関する倫理指針の規定により実施中の研究については、なお従前の例によることができる。この指針の施行前において、現に廃止前の疫学研究に関する倫理指針又は臨床研究に関する倫理指針の規定により実施中の研究について、研究者等及び研究機関の長又は倫理</u>	(削る) (削る)	※変更なし	

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備 考 欄
<u>審査委員会の設置者が、それぞれ、この指針の規定により研究を実施し又は倫理審査委員会を運営することを妨げない。</u>			
第 23 （略）	第 22 （略）		
（新設）	附 則	附 則	
	1 この告示は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、<u>公布の日</u>から施行する。 2 この告示の施行の際現に廃止前指針（人を対象とする医学系研究に関する倫理指針を定める件（平成二十六年文部科学省・厚生労働省告示第三号）による廃止前の疫学研究に関する倫理指針又は臨床研究に関する倫理指針をいう。）の規定により実施中の研究（人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 <u>第2(1)</u> に規定する人を対象とする医学系研究をいう。以下同じ。）に対するこの告示による改正後の人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（以下「新医学系指針」という。）	1 この告示は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、<u>この告示の公布の日</u>から施行する。 2 この告示の施行の際現に廃止前指針（人を対象とする医学系研究に関する倫理指針を定める件（平成二十六年文部科学省・厚生労働省告示第三号）による廃止前の疫学研究に関する倫理指針又は臨床研究に関する倫理指針をいう。）の規定により実施中の研究（人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 <u>第2の(1)</u> に規定する人を対象とする医学系研究をいう。以下同じ。）に対するこの告示による改正後の人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（以下「新医学系指針」という。）	指針間整合のため 修文 記載の適正化

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
	の規定(第4の1(3)、第5の1(3)及び(4)、第5の2(5)及び(6)、第5の3、第6の1(4)、第6の2(2)及び(3)、第7の1(2)及び(3)、第9、第13、第18の1及び2、第19の(1)から(3)まで、<u>第20(2)から(6)</u>まで並びに第21(1)から(6)までの規定に限る。)の適用については、なお従前の例によることができる。 また、新医学系指針の規定(第4の2(1)及び3、第5の1(1)、第6の2(1)及び(5)並びに3(1)、第7の1(1)、2(1)及び3、第10の1及び2(1)から(4)まで並びに第11の規定(平成15年7月30日以降に着手された研究にあつては、第4の2(1)、第5の1(1))、第6の3(1)並びに第7の1(1)、2(1)及び3の規定を除く。)に限る。)の適用については、この告示の<u>施行の日</u>から起算して六月を経過する日までの<u>間</u>、なお従前の例によることができる。	。)の規定(第4の1(3)、第5の1(3)及び(4)、第5の2(5)及び(6)、第5の3、第6の1(4)、第6の2(2)及び(3)、第7の1(2)及び(3)、第9、第13、第18の1及び2、第19の(1)から(3)まで、<u>第20の(2)から(6)</u>まで並びに第21<u>の</u>(1)から(6)までの規定に限る。)の適用については、なお従前の例によることができる。 また、新医学系指針の規定(第4の2(1)及び3、第5の1(1)、第6の2(1)及び(5)並びに3(1)、第7の1(1)、2(1)及び3、第10の1及び2(1)から(4)まで並びに第11の規定(平成15年7月30日以降に着手された研究(<u>疫学研究に関する倫理指針又は人を対象とする医学系研究に関する倫理指針において、既に連結不可能匿名化されている情報のみを用いる研究を除く。</u>))にあつては、第4の2(1)、第5の1(1))、第6の3(1)並びに第7の1(1)、2(1)及び3の規定を除く。)に限る。)の適用については、この告示の<u>施行の日(以下「施行日」という。)から</u>起算して六月を経過する日までの<u>間は</u>、なお従前の例によることができる。	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
	3 新医学系指針第2の(13)に規定する研究責任者その他の関係者は、施行日前において	3 新医学系指針第2の(13)に規定する研究責任者その他の関係者は、施行日前において	

※今後、内容の変更があり得ることにご留意いただきたい。

現 行	パブコメ募集時	修 正 案	備考欄
	も、新医学系指針の規定による研究計画書の作成又は変更のために必要な準備行為を行うことができる。 4 <u>この告示の施行の日</u>前になされた本人の個人情報(新医学系指針第2の(20)に規定する個人情報をいう。)の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新医学系指針第12の1(3)の規定による個人情報の海外の研究機関への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、当該同意があったものとみなす。	も、新医学系指針の規定による研究計画書の作成又は変更のために必要な準備行為を行うことができる。 4 <u>施行日</u>前になされた本人の個人情報(新医学系指針第2の(20)に規定する個人情報をいう。)の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新医学系指針第12の1(3)の規定による個人情報の海外の研究機関への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、当該同意があったものとみなす。	記載の適正化